別記様式第1号(第四関係)

川内村活性化計画

福島県川内村

令和7年7月

１ 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	川内村活性化計画						
都道府県名	福島県	市町村名	川内村	地区名(※1)	川内地区	計画期間(※2)	令和7年度～令和11年度

目　標 :(※3)

「ワイナリー」を核とした賑わいの創出による川内村の活性化のため、地域資源活用総合交流促進施設を整備し、次に掲げる目標を達成する。

①交流人口の増加 ・・・・・ 令和5年度の実績 1,000人
→目標期間(R9～R11)中に3,000人/年

②施設利用者数 ・・・・・ 令和5年度の実績 ー人
→目標期間(R9～R11)の最終年までに3,000人/年

③雇用者数の増 ・・・・・ 令和5年度の実績 1人 → 目標期間(R9～R11)の最終年までに4人(3人増)

目標設定の考え方

地区の概要:

川内村は、東経140度50分、北緯37度19分、阿武隈高地の中央部に位置し、阿武隈高地の最高峰「大滝根山」東斜面に立地し、標高500～600メートルの高原がその大部分を占める。阿武隈高地の最高峰、大滝根山をはじめ700～900メートルの起伏の多い山岳に囲まれた高原性の盆地である。耕地は、村の中央を貫流する木戸川とその支流に沿って開け、その中に大小24の集落が散在している。村の大きさは、東西およそ15km、南北およそ13km、総面積197.38km2の約90パーセントが山林、原野で占められている。気候は、海洋性と内陸性の気象条件を示し、年平均気温10.6℃で、夏の気温があまり高くなることはなく8月は降水量も多くなく、たいへん過ごしやすい。冬の期間はやや長いものの降雪量は少なく風も弱く高地としてはすごしやすい気候条件にあるといえる。

村の基幹産業は農林業である。農業については、原子力発電所関連企業などに多くの労働力が流出し、専業農家が激減している。経営形態も、米・畜産・果樹・高冷地野菜を種々に組み合わせた複合経営がほとんどであり、農業者の高齢化が進んでおります。後継者や担い手確保のため生産組織の育成、農業用施設の基盤整備、経営の規模拡大、流通の合理化など総合的な改善をはかることによって、若者が農業に魅力を感じる、自然と文化が調和した新しい村づくりをめざしている。

現状と課題

川内村は、東日本大震災と原発事故からの復興に向けてこれまで歩みを進めており、現在、帰還率は8割程度となっているが、原子力災害に伴い長期避難が余儀なくされたことから、子育て世代の流出による若者世代の帰還が進んでいない。

また、令和7年産米の作付は震災前の約7割にあたる219haまでの再開に留まり、営農再開率も依然約6割に留まるなか、農家世帯の高齢化と農業の担い手不足等の問題が一層顕在化してきている。

このような厳しい現状に直面しているなか、川内村では地域資源を生かした新たな農林業の確立と新たな産業づくりを推進、その結果として定住人口・交流人口を増やし、若者をはじめ住民一人ひとりが希望を持って暮らせるような、そして多くの人々を引き付けるような魅力ある村づくりを目指している。

今後の展開方向等(※4)

都市住民等村外からの観光・交流の拠点として、ワインを核としたにぎわいを創出しする施設を整備し、後継者や担い手の帰村や新たな移住・定住者の増加を促すため、次の事項に取り組んでいく。

・ワイナリー周辺に、ワインの試飲・販売、地元特産品の販売を提供できる施設整備によって地域の活性化を図る。新規施設についてはワイナリーの知名度を前提に、さらにテイスティング・物販等の観光的付加価値が加えられたスポットとして、SNS・ワイナリーHPの活用や営業活動により、全国を対象に積極的一体的に情報発信・告知を行う。

・農業体験(収穫や栽培体験など)を実施することで地域、村内にある観光交流施設全体への魅力付けをしていき、関係人口・交流人口の拡大、移住・定住人口の増加に努める。

・村の川内小中学園、近隣の高校や大学など教育機関とも連携を図りながら、農業体験の実施を行うことで将来の農業担い手となる意識づけにつなげる。

・県内や県外のシェフによるランチ営業実施により、ワインや地ビール、日本酒×地元食材(野菜・果物・きのこ・いわな等)の提供を行う。

こうした取組を通じ、都市圏からの村内滞在型観光を増加させ、雇用者の増加、帰還促進と移住・定住者の増加に努める。

2　定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

（1）法第5条第2項第2号に規定する事業（※1）

市町村名	地区名	事業名（事業メニュー名）（※2）	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別（※3）	備考
川内村	川内地区	地域資源活用総合交流促進施設（㊶地域資源活用交流促進施	川内村	有	ハ	
川内村	川内地区	処理加工・集出荷貯蔵施設（㉖農林水産物処理加工施設）	川内村	有	イ	

（2）法第5条第2項第3号に規定する事業・事務（※4）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

（3）関連事業（施行規則第2条第3項）（※5）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
川内村	川内地区	避難地域復興拠点推進交付金（福島県）	川内村	調整中

（4）他の地方公共団体との連携に関する事項（※6）

３　活性化計画の区域（※1）

川内地区（福島県川内村）	区域面積（※2）	19，735ha

区域設定の考え方　（※3）

①法第3条第1号関係：

川内村は、農林業を基幹産業としており、総面積19，735ha、うち農地面積が854ha、森林面積が17，422haで農林地面積は、18，276haとなり、農林地率92．6%となる。

また、令和2年の国勢調査によると全就業者数　914人に対する農林漁業従事者は129人（14．1%）であり、福島県の平均6．1%を大きく上回っており、農林漁業が重要な地域である。

②法第3条第2号関係：

川内村の人口は、平成22年は2，820人から令和2年2，044人と減少している。また、年齢構成で見ると老年人口（65歳以上）は平成22年は993人（35．2%）、令和2年は1，001人（48．9%）と高齢化が進んでおり、移住・定住その前段の関係人口や交流人口を増やすことが必要であり、第6次川内村総合計画においても「ワイナリー」を核としたにぎわい創出及び交流拠点の整備を必要な取り組みと掲げている。

③法第3条第3号関係：

川内村には、既に市街地を形成している区域はない。

４　市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

（1）市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地（※2）	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別（※3）	

（2）市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）（※4）

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

（3）開設の時期　　（農林水産省令第2条第4号二）

５ 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事　　項	内　　容	備　考
（1）農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針（※1）		
（2）移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法（※2）		
（3）権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
（4）農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項（※7）		

※1の 「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

６ 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※１)

「①交流人口の増加」は、整備した施設における観光入込客数とし、達成状況の把握を行う
「②施設利用者数」は、整備した施設の利用者数の調査を行い、達成状況の把握を行う
「③雇用者数の増」は、想定される施設借受者としてかわうちワイン株式会社の雇用者数の調査を行い、達成状況の把握を行う。
なお、評価期間については、最終的な事業実施完了後の3年間を効果発現の状況把握する対象の期間とする。

【記入要領】
※1　施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。（併せて、地番等による表示を記述すること）
・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。